

長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年7月14日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第7号

長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則

長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則(昭和52年長野県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「第7条第1項及び第9条において」を「以下」に改める。

第7条第1項中「第3条」を「第3条第1項」に改め、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条に次の1項を加える。

3 条例第3条第2項の規定による入学料又は入学審査料(以下「入学料等」という。)の免除は、天災その他の非常災害に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村(特別区を含む。)の区域(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。)に当該非常災害の発生の時に住所又は居所を有していた者に対して、教育長が特に必要があると認めた場合に行うものとする。

第8条に次の1項を加える。

2 前条第3項の規定により入学料等の免除を受けようとする者は、保護者と連署した入学料(入学審査料)免除申請書(様式第3号)に免除を必要とする理由を証明する書類添えて校長に申請するものとする。

第9条中「前条」を「前条第1項」に、「様式第3号」を「様式第4号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 校長は、前条第2項の規定による申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、入学料(入学審査料)免除承認(不承認)通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。この場合においては、あらかじめ、教育長に協議しなければならない。

第10条中「減免を受けて」を「授業料の減免を受けて」に、「様式第4号」を「様式第6号」に改める。

第11条第1項中「、減免」を「、授業料の減免」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3項中「の規定により減免」を「又は第2項の規定により授業料の減免又は入学料等の免除」に、「当該減免」を「当該減免又は免除」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項第1号」を「第1項第1号」に、「前項第2号の規定により減免」を「第1項第2号又は前項の規定により授業料の減免又は入学料等の免除」に、「は減免を」を「は当該減免又は免除を」に、「授業料」を「授業料又は入学料等」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 校長は、入学料等の免除を受けている者が、申請書に虚偽の事

実を記載し、その他不正な行為によって入学料等の免除を受けていることが判明したときは、その免除を取り消すものとする。
様式第4号を様式第6号とし、同様式の前に次の様式を加える。(様式第5号)(第9条関係)

高第 号

年 月 日

様

高等学校長 団

入学料(入学審査料)免除承認(不承認)通知書

年 月 日付けで申請のありました入学料(入学審査料)の免除については、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1 生徒氏名

2 不承認の理由

「 様式第3号中 殿 年 月 日 を 」

「 年 月 日 に改め、 同様式を様式第4号 」

号とし、様式第2号の次に次の様式を加える。

(様式第3号)(第8条関係)

入学料(入学審査料)免除申請書

年 月 日

高等学校長 殿

生徒住所 氏名 団

保護者住所 氏名 团

下記の理由により、入学料(入学審査料)の免除を受けたいので関係書類添えて申請します。

記

免除を受けようとする具体的理由

附則

この規則は、公布の日から施行する。

高校教育課

道路使用許可手数料を徴収しない場合を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年7月14日

長野県公安委員会委員長 横山 宏

長野県公安委員会規則第4号

道路使用許可手数料を徴収しない場合を定める規則の一部を改正する規則

道路使用許可手数料を徴収しない場合を定める規則（昭和35年長野県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県警察関係許可等手数料の不徴収等に関する規則

本則中「長野県警察関係許可等手数料徴収条例（昭和29年長野県条例第36号）」を「条例」に改め、「の各号」を削り、本則を第2条とし、同条に見出しとして「（手数料の不徴収）」を付し、同条の前に次の1条を加える。

（趣旨）

第1条 この規則は、長野県警察関係許可等手数料徴収条例（昭和29年長野県条例第36号。以下「条例」という。）第9条第2項及び第14条の規定により、長野県公安委員会及び警察署長の許可等に関する手数料の不徴収及び減免に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条の次に次の1条を加える。

（手数料の減免）

第3条 条例第14条の規定による手数料の減免は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める者に対し、当該手数料を免除することにより行うものとする。

(1) 条例第8条第7号の書換え手数料（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号又は第6号の規定による獵銃若しくは空気銃又は刀剣類の所持の許可（狩猟又是有害鳥獣駆除の用途に供するための所持に係るものに限る。）に係る許可証に係るものに限る。）天災その他の非常災害により被害を受けた者（当該非常災害の発生の時に特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条第1項の規定による措置の対象となる地域に住所を有していた者に限る。以下同じ。）で当該許可証の記載事項に変更が生じたもの

(2) 条例第8条第8号の再交付手数料（銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号又は第6号の規定による獵銃若しくは空気銃又は刀剣類の所持の許可（狩猟又是有害鳥獣駆除の用途に供するための所持に係るものに限る。）に係る許可証に係るものに限る。）天災その他の非常災害により被害を受けた者で当該許可証を亡失し、又は滅失したもの

(3) 条例第9条第1項第14号の免許証再交付手数料 天災その他の非常災害により被害を受けた者で道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する免許証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損し、又は同法第93条の2の規定による記録を毀損したもの

(4) 条例第10条第1号の証明手数料 天災その他の非常災害により被害を受けた者で道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条に規定する処分、同法第12条に規定する処分（使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。）又は同法第13条に規定する処分（使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る。）を受けるもの

(5) 条例第10条第2号の交付手数料 天災その他の非常災害により被害を受けた者で自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第6条第1項（同法第7条第2項（附

則第8項において準用する場合を含む。）、附則第8項において準用する場合を含む。）の規定による保管場所標章の交付を受けるもの

2 前項の規定により手数料の減免を受けようとする者は、手数料減免申請書（別記様式）に、り災証明書その他の天災その他の非常災害により被害を受けた事実を証明する書類を添えて、警察本部長に提出するものとする。

附則の次に次の様式を加える。

（別記様式）（第3条関係）

手数料減免申請書

年 月 日

長野県警察本部長 殿

申請者 住 所

氏 名

㊞

下記のとおり、手数料の減免を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1 減免を受けようとする手数料
- 2 減免を受けようとする金額
- 3 減免を受けようとする具体的理由

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

会 計 課